

国民投票運動と国家公務員の政治的行為の制限の関係

平成25年6月6日
人 事 院

日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）附則第11条に規定される、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定と現行国家公務員制度における政治的行為の制限との関係についてご説明します。

国の行政に携わる一般職の国家公務員は、その職務遂行に当たっては、憲法第15条に定める国民全体の奉仕者として、政治的に中立な立場を維持し、一部の政党や政治的団体に偏することがないようにすることが求められております。他方で、憲法上、表現の自由としての政治活動の自由が保障されており、公務員に対する政治的行為の制限も、表現の自由との関係で必要かつ合理的な範囲にとどまることが求められます。

このため、一般職の国家公務員については、国家公務員法第102条及び人事院規則14-7（政治的行為）により、一定の政治的目的をもってする一定の政治的行為が制限されることとなっています。具体的には、人事院規則で「政治的目的」と「政治的行為」をそれぞれ限定的に列挙した上で、あくまで人事院規則に掲げられる「政治的目的」をもってする人事院規則で定める「政治的行為」を制限するという形を取っています。

制限の枠組みの基本となる「政治的目的」としては、衆参両院議員の選挙又は地方公共団体の首長・議会の議員の選挙における選挙期間中の特定の候補者に対する支持・反対、特定の政党などに対する支持・反対

等を掲げています。他方、地方公務員法と異なって、「公の投票」における支持・反対などは政治的目的として規定されていません。

したがって、国民投票に際して行う憲法改正に関する支持・反対については、人事院規則で「政治的目的」として掲げられている事項には該当しませんので、国家公務員法が定める政治的行為の制限の対象とはなりません。

このことは、国民投票法附則第11条において、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう」と規定されていることと整合しているものと理解しております。

一方、先に申し上げたとおり、特定の候補者や特定の政党への支持・反対等を目的とした一定の政治的行為は国家公務員法の制限の対象となりますので、例えば、国民投票運動に際して、実質的に特定政党への支持・反対を目的として、多数の人に接し得る場所で意見を述べること、署名運動やデモ行為の企画などを行うこと等は、現行制度上の政治的行為の制限の対象となるものと考えます。

このように、一般職の国家公務員については、公務員の国民投票運動の自由確保の観点から規制の対象外とする行為と公務員の政治的中立性確保の観点から規制の対象となる行為とは、現行制度上、切り分けられていると考えております。

いずれにせよ、憲法改正に係る国民投票運動と公務員の政治的行為の制限との関係については、国民投票法附則第11条を踏まえ、憲法審査会において、必要があれば、国民投票法における法制上の措置について御議論されることとなっているものと理解しております。